

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議		
事務局 (担当課)		交通・地域安全課 電話042-769-8229 (直通)		
開催日時		令和4年7月8日(金) 10時00分～11時30分		
開催場所		相模原市民会館 2階 第2中会議室		
出席者	委員	8人(別紙のとおり)		
	その他	1人(別紙のとおり)		
	事務局	4人(交通・地域安全課長、外3人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		1 開 会 2 出席者紹介 3 正副会長選出 4 議 事 (1) 本市における犯罪被害者等支援の現状と課題について (2) 他都市の取組について (3) 本市の犯罪被害者等支援のあり方について 5 閉 会		

議 事 の 要 旨

- ・ 会長及び副会長の選出について

椎橋委員が会長に、宇田川委員が副会長に選出された。

- ・ 竹内委員の代理出席者である、神奈川県警察本部警務課被害者支援室の水野副室長の会議への参加について、会長から委員に諮り、承認された。

- ・ 第2回以降の相模原市犯罪被害者等支援に係る外部有識者会議の公開について

事務局から「市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針」により会議は公開が原則であるが、「市審議会等公開基準」により、その内容が特定の個人を識別することができる場合又は個人の権利利益を害するおそれがある場合は、会議を公開しないことができる旨説明を行い、次回以降の会議の公開について委員に意見を伺った。主な意見は以下のとおり。

(渡邊委員) 他市で当該会議と同様の会議に参加した経験上、非公開に当たるやり取りはなかったという認識から、当該会議については公開で良いと考える。

(竹島委員) 原則公開で良いと考えるが、被害者の実体験等を話すことが想定されるため、公開になった場合にどこまで話してよいか、という不安がある。

(笹野委員) 市内の犯罪被害者等の事例を話す際に、特定の個人情報に触れなくても、当事者への配慮が必要であると考え。各回ごとに今回の様に委員内で諮り、公開又は非公開を決定してはどうか。

(椎橋会長) 第2回目以降の会議では実質的な議論が想定され、自身のこと以外に他の被害者の方の話も出てくる可能性がある。また、会議の開催に当たっては事前に公告をする必要があるため、当日に公開・非公開を決定することは難しいと考える。

各委員間の意見が分かれたため、事務局より、第2回以降の会議の議事については、「1. 相模原市犯罪被害者条例骨子案」及び「2. 犯罪被害者等支援施策の内容」を予定しているため、各委員の意見を踏まえ、1については公開し、2については個々の事例等を用いて検討を行うことが想定されるため、非公開にする、という案を会長に提示し、会長から委員に諮り、承認された。

議事 (1) (2) 事務局より説明を行った。

質問・意見なし

議事 (3) 事務局より説明を行った。

(渡邊委員) 相模原市が犯罪被害者支援条例制定に取り組むことを嬉しく思う。条例の先行市である横浜市では、制度はあるものの、活用されない制度があると聞いている。被害者目線で使い勝手の良い制度を提案させていただきたいと考えている。

(水野副室長) 条例制定における警察の立場としては、国の第4次犯罪被害者等基本計画において、地方自治体における犯罪被害者等支援の特化条例の制定に際し、適切に情報提供を行うこととされており、必要な協力をさせていただく。資料5に記載のとおり、県下では県、県警察、被害者支援センターが三位一体となり支援を行っているが、全ての罪種の被害者に対して支援を行っているわけではない。市民の身近な存在である各自自治体できめ細かな支援を行ってもらえると市民の安心感が高まることと期待している。

(永野委員) 被害者支援については、途切れのない支援に加え、漏れのない支援が重要である。相模原市に対しては、被害者支援の対象者について、かながわ犯罪被害者サポートステーションで支援対象とならない方を含めて、日常生活支援等行っていただきたい。条例については、早期の制定を望む。相模原市の地域性を踏まえた支援の検討を行っていただきたい。

(椎橋会長) 神奈川県ではサポートステーションが横浜市等と良い連携がなされていると聞いているが、サポートステーションではできない支援を市町村には求める。漏れのない支援とは、対象の拡大・支援内容の拡大の両方か。

(永野委員) 両方である。当センターでは「命を大切に作る教室」という事業を行っている。教育の中で被害者支援を行う、という意見が川崎市でも出ていたが、「被害者支援」や「命を大切に作る」、といった授業を中学校及び高校教育等の早い段階で行うことを条例や支援内容に盛り込んでいただきたい。

(小森委員) 県でも被害者支援を行っているが、罪名を限定しているため、支援対象者の拡充の観点で、県の対象者とならない方を含めて検討していただき、住民にとって身近な市町村に、生活及び住居支援や啓発活動等を行っていただきたい。また、サポートステーションとは別に、かならいん（性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター）では、被害から概ね1年以内の急性期の方にカウンセリングを行っているが、性被害者の方は、時間が経ってからカウンセリングの必要性が出てくることがある。被害から1年以上経過しているような、県の対象に該当しない方も市では対象に含めることを検討していただけるとありがたい。

(永野委員) カウンセリングについて、川崎市では犯罪発生から3年の間と聞いている。県ではカウンセリングの上限は10回までとされており、その先については各市町村に引き継ぎを行っている。当センターで受けた相談の中には、子どもの頃に受けた親族からの性被害により PTSD になっている方等、過去の被害

に苦しんでいる方もおり、長期間のカウンセリングが必要な方がいる。そういった方は経済的に困窮している場合があり、カウンセリングが受けられない場合がある。支援対象を決める際に、原則的に犯罪発生からの期間を設定した場合でも、例外の方を特例的に受け入れるようにしていただきたい。

(生方委員) 県で4回から10回の間で行うカウンセリングは、危機介入的位置付けで、被害者が自身の現在の心理状態を知り、今後の衝撃に備えてもらうためのカウンセリングを行っている。これに対し治療的位置付けのカウンセリングは数回のカウンセリングではなく、年単位の長期的なものであり、どちらの位置付けで行うかによって、回数等の設定も変わってくると考える。県は危機介入的位置付けで行っているため、相模原市では治療的な位置付けのカウンセリング体制を検討していただきたい。

(椎橋会長) 今までの条例策定までの順序としては、国が法律を作り、県が条例を作り、最後に市町村というのが大きな流れだが、実際に被害者支援を行う際はまず市町村や県が関わった方が良い場合が少なくない。各自治体に特化条例があると、連携・協力が上手くいき、互いに足りない部分を補い合い、途切れない支援を行えると考えられる。カウンセリングに関しては、どこが最初に対応すべきなのか。

(生方委員) 被害届が出され、事件化した場合は、まずは警察、次にサポートステーション、最後に市町村の流れで対応している。しかしながら、カウンセリング支援の対象にならない被害(痴漢など)も強制性交等の被害者と同じような心理状態になりうるため、そういった方が支援からこぼれてしまう場合がある。どこがまずカウンセリングを行うのかは、県等の支援対象になるかどうかによって変わってくると考える。

(椎橋会長) 警察は被害者情報を掴むのが早いですが、特化条例がないと市町村への情報提供等は難しいのか。

(水野副室長) 警察では、危機介入として心理カウンセラーを複数名配置して話を聞いているが、それ以降の継続的なカウンセリングについては、県と神奈川被害者支援センターと調整会議を開き、引継を行っている。しかし、事件化していないケースや、直接的な被害者ではない目撃者等からカウンセリングの相談がある場合があり、県警やサポートステーションでは支援対象にならないが、相談者が横浜市の方で横浜市に対応相談をした際に、カウンセリングも視野に話を聞いてもらえたと回答していただいた。相模原市でも幅広い対象者にきめ細かく対応していただきたい。

(椎橋会長) 神奈川県は関係機関との連携が上手くいっていると思うが、警察と各市町村の連携の観点では、相模原市に特化条例ができれば、連携しやすくなるのか。

(水野副室長) 特化条例があることで、被害者と最初に関わる所轄の警察官が被害者に対し制度説明がしやすいと考える。

(椎橋会長) 相模原市内の警察署にも被害者支援の担当部署があるのか。

(水野副室長) 住民相談係が被害者支援を担当している。相模原市の方が市外で被害を受ける可能性もあるので、特化条例ができた際には、県下の警察署全体に条例と制度の周知を行う。

(椎橋会長) 被害者の引継ぎ等は市内の警察署の担当者が他の警察署の担当等に行うのか。

(水野副室長) 各警察署の担当者同士で行うケースと県警察本部の被害者支援室を通して調整するケースの両方がある。

(笹野委員) 横浜、川崎市が既に制定している現状から、県・県警察等との連携を行うに当たり、県下の政令市で足並みをそろえて対応することが重要であると考え、本市でも条例制定の必要性を感じる。また、地域には犯罪被害も含む、複雑化多様化した課題を抱えている人がおり、そういった中で福祉の対象者を分けて縦割りで行政が支援することは難しく、地域の中で互いに公共の福祉を守っていくということが現在の地域福祉の考えとして示されている。地域団体や社会福祉施設等、地域の資源が一体となって、課題解決に一体的に取り組むことが求められている。そのためには特化条例を作り、住民一人一人が犯罪被害者について理解し知識がある状況を作り、自身のできることに取り組むことが理想である。条例においても、事業者等の責務と同等に、市民の理解を深めることが特に重要だと考える。条例制定の際には神奈川県三位一体の仕組みと、市の支援施策をきちんと結び付けていただきたい。市社会福祉協議会としては、市内22カ所にある地区社会福祉協議会に配置されている相談員を活用する等して支援していきたいと考えている。

(椎橋会長) 支援対象を広め、中長期的支援を行う上では、社会福祉協議会の力を借りることも出てくるかと思う。回復には福祉的なサポートを受ける必要がある。

(笹野委員) 地域福祉の取組みの中での中長期的な生活支援を念頭に置いて、条例制定に取り組んでいただきたい。

(椎橋会長) 竹島委員に支援対象を広げることや、中長期的な支援についてご意見を伺いたい

(竹島委員) 犯罪被害者は生きている限り犯罪被害者であり続ける。カウンセリングについては個人差があるので、対象等を定めることは難しいが、遺族の方でPTSDに苦しむ方は多い。相模原市は相談件数が少ない、という課題があるが、啓発活動が必要であり、周知が不足していると考え。交通被害者が犯罪被害者であるという認識が当事者にも浸透していない現状があり、特に子どもは家

族が交通事故に遭うと精神的・経済的に一番影響を受けるため、そういった子どもに対する支援も行っていただきたい。性犯罪被害もそうだが、犯罪被害に遭ったことを自覚し、被害者が声をあげられる社会になってほしい。内閣府男女平等参画局の調査によると、16～24歳の若者が性犯罪被害に遭った場所として、学校、公共交通機関、SNS等が挙げられており、身近な環境で性被害に遭っていることがわかる。そういった環境下で重要なのは教育の充実であると考ええる。教育の充実により、被害者が声を上げられ、加害者を生まない社会につながることを願う。

(渡邊委員) 相模原市が県、サポートステーションで拾いきれない被害者の方を支援対象にできないか検討している点と、窓口への専門職の配置を検討している点に感謝する。しかしながら、総合的相談窓口で相談を待っているだけ、担当機関につなぐだけでは用をなさない。被害者の情報を把握することが大事であり、それが漏れのない支援につながると考える。市内に社会福祉協議会の事業所が22カ所あるとのことだが、そういった所から被害者情報を吸い上げて、漏れがない支援を行っていただきたい。条例の制定は手段であり、制定してからがスタートであるため良い条例を作っていただきたい。教育機関との関りも大事であると考ええる。県警の被害者支援室は、事件事故の全てに対応するわけではなく、所轄で止まって終わるケースもあるので、所轄までも条例及び制度を周知して、市に相談するよう声をかけてもらい、といった対応を求める。横浜市は、横浜市内の警察署を回って条例と制度の周知と協力を求めたと聞いている。相模原市も同様にしていただきたい。

(宇田川副会長) 周知について、相談件数に反映されていない理由として、市民は普段はまさか自分が犯罪被害者になるとは思っていないため、広報内容が心に残りにくい現実がある。犯罪被害者をこちらから認知して、漏れがないように支援していく仕組みがあると充実した支援につながる考える。裁判についていえば、有罪を決める刑事裁判は弁護士費用等の支援が過去に比べて充実してきたように感じるが、損害賠償に関する民事裁判については、重大凶悪犯罪の加害者ほど資力が乏しいケースや判決後に支払いを行わない場合が多い。刑事裁判時は、被害直後であり、被害者は示談等で賠償請求できる場合でも、心情的に賠償を受け取る心理状況にないため、刑事裁判の後に民事裁判で賠償請求を行うケースが多い。損害賠償援助については全国的に乏しい現状であるので、相模原市で先進的な取り組みをしていただくと全国的に広がると思うのでご一考いただきたい。

(永野委員) 被疑者については国選弁護人がつく場合があるが、被害者に対しても、裁判前の被害届を出す段階から国が国選弁護人をつけるようにするべきである。相模原市、ひいては神奈川県、神奈川県弁護士会にそういった取り組みを

先進的に行っていただきたい。市の相談件数が少ないとあるが、既に県下の三位一体体制の中で全県下の被害者からの相談を漏れなく拾っていることが背景にある。その中で、支援制度から漏れる方についても話を聞き取り、県や県警察につないでいる。被害者支援制度の整備は社会インフラの整備であるという意識を各市町村が持つ必要がある。

(宇田川副会長) 被害者に対する国選弁護制度は、裁判が始まる前にはないが、刑事裁判で言えば法テラスを通して弁護士費用の貸与制度があり、実態上は償還不要になる場合が多い。そこに関しても国選の制度ができればより充実すると考える。民事裁判に対してはあくまで当事者同士の案件になり、国選という観点がなく、サポート費用はないのが現状である。弁護士費用がかかっても賠償が支払われないことが多いので、裁判を断念する方もいる。被害者支援として、民事裁判後の賠償金について、行政が一部代わりに支払、加害者に代わりに請求する、という制度を設けている市町村の事例も聞いている。

(竹島委員) 被害者が守られない状況、ネット等で被害者が非難されるケースがある。裁判に関係なく、被害者になった時から、弁護士が付き、被害者の権利を守るべくサポートをしていただきたい。自身も裁判に関係なく加害者等とのやりとりのサポートを受けるため、法テラスに相談した経験がある。被害者に対する弁護士支援を行っていただきたい。

(椎橋会長) 弁護士による支援の必要性は高いと感じている。現状では市町村にできる支援は限られているため、法テラスへ相談することが今できる一番良い方法である。国のレベルでも国選被害者弁護士制度の検討は行われているが結論はでていない状況である。国に対する要求を被害者を支援する立場の者としては積極的に行っていく必要がある。

(椎橋会長) 次回会議の開催については、議論を深めるため、事務局で骨子案や支援施策案についてたたき台を作成する。それに当たり、事務局から委員へ質問はあるか。

(阿部交通・地域安全課長) 生方委員に伺いたいが、ワンストップ相談窓口の職員に求められる資質や望ましい職種はあるか。

(生方委員) 必要な知識は、心理学的知識、法的知識、支援制度に関する知識等、必要な知識が多岐にわたる。社会福祉的視点と心理学的視点の両方が必要である。社会福祉士、精神保健福祉士、心理士の知識等単独の知識だけでは難しい。

(渡邊委員) 対人援助の専門職を配置していただきたい。保健師でもいいと考える。全ての知識を持っている必要はなく、知識は後からでもよい。

(永野委員) 専門職の職員として、警察官のOBも適している。警察で事件化する必要があるため、刑事手続きに精通した職員がいると各機関との連携がスムーズになると考える。

(渡邊委員) 全ての警察官が被害者に対する視点や知識を持っているわけではないため、警察官のOBにこだわる必要はないと考える。

(椎橋会長) 以上で議事を終了する。事務局には各委員からの意見を参考にさせていただきたい。

(阿部交通・地域安全課長) 頂いた多くの貴重なご意見を参考にするとともに、本課を含め15の課で構成している庁内検討組織において共有し、関係部局と調整した上で、次回の会議に備えさせていただく。

以 上

相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授	会 長	出席
2	宇田川 隼	神奈川県弁護士会	副会長	出席
3	生方 智恵子	公認心理士 (Counseling Room ウブカタ)		出席
4	笹野 章央	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会		出席
5	渡邊 保	新全国犯罪被害者の会		出席
6	竹島 康美	特定非営利活動法人交通事故後遺障害者家族の会		出席
7	永野 弘幸	認定特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター		出席
8	竹内 洋一	神奈川県警察本部 警務課 被害者支援室		欠席※
9	小森 晴美	神奈川県くらし安全交通課		出席

※代理出席者

氏 名	所 属 等	備 考
水野 雄介	神奈川県警察本部 警務課 被害者支援室	竹内委員の代理出席